

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 25 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集挨拶
- 日程第 6 報告第 2 号 令和 7 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 7 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 議案第 25 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 26 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 27 号 令和 8 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 28 号 令和 8 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 29 号 令和 8 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 同意第 3 号 愛西市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 14 同意第 4 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 同意第 5 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 同意第 6 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 同意第 7 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 同意第 8 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 同意第 9 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 同意第 10 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 21 同意第 11 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 22 同意第 12 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 同意第 13 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 14 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 15 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 26 同意第 16 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 27 同意第 17 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 28 同意第 18 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 同意第 19 号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第 30 同意第 20 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 31 同意第 21 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 32 同意第 22 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 33 同意第 23 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 34 諮問第 1 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	石崎誠子君	2番	馬淵紀明君
3番	佐々木遼平君	4番	山田門左エ門君
5番	吉川三津子君	6番	永田千佳君
7番	鬼頭勝治君	8番	中村文武君
9番	河合克平君	10番	佐藤信男君
11番	中野利哉君	12番	佐々木亮君
13番	加藤正彦君	14番	鈴木啓人君
15番	近藤武君	16番	山岡幹雄君
17番	高松幸雄君	18番	竹村仁司君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	清水栄利子君
教育長	河野正輝君	総務部長	人見英樹君
企画政策部長	西川稔君	市民協働部長	井戸田悦孝君
保険福祉部長	田口貴敏君	健康子ども部長	猪飼政和君
産業建設部長	藤澤寿章君	上下水道部長	山田英穂君
教育部長	佐藤博之君	消防長	森本大輔君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺尾和彦	議事課長	丸山小百合
書記	瀧田崇司	書記	秋田郁哉

午前 9 時30分 開会

○議長（佐藤信男君）

それでは皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年 6 月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1・議席の変更について

○議長（佐藤信男君）

日程第 1・議席の変更についてを議題といたします。

本件につきまして、会議規則第 3 条第 3 項の規定により議席を変更したいと思います。

全ての議席について、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。全ての議席について、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤信男君）

日程第 2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定により、議長において、1 番・石崎誠子議員、2 番・馬淵紀明議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 3・会期の決定について

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3 月 23 日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

3 月 23 日に開催されました議会運営委員会において、本定例会の日程について御協議いた

きました結果、会期は本日 5 月 25 日から 6 月 18 日までの 25 日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤信男君）

ありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より 6 月 18 日までの 25 日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より 6 月 18 日までの 25 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 4・諸般の報告について

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 4・諸般の報告についてを議題とします。

監査委員より令和 8 年 2 月から 4 月までに關する出納検査についての検査報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 5・市長招集挨拶

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和 8 年 6 月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

5 月も下旬となり、草木の緑も日ごとに深まり、活気に満ちあふれた季節となりました。蒸し暑い日も増えてきており、間もなく梅雨の時期を迎えますので、気象環境の変化による災害への備えも重要であります。

今月末の 5 月 31 日には、愛西市消防団観閲式、6 月 7 日には海部地方総合防災訓練を予定しておりますので、何かとお忙しいとは存じますが、議員各位におかれましても積極的な御参加、御協力をいただきたいと思います。

また、中東情勢を受け、石油製品について包装の見直しや値上げが行われるなど経済的な影響も報道されておりますので、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

さて、今定例会に提出をいたします案件につきましては、継続費の報告 1 件、繰越明許費の報告 1 件、条例の一部改正 2 件、補正予算 3 件、同意 21 件、諮問 2 件、計 30 件となっております。

なお、人事案件につきましては、本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほど担当部長より説明をさせていただきます。

十分に御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 6 ・ 報告第 2 号（提案説明）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 6 ・ 報告第 2 号：令和 7 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○総務部長（人見英樹君）

報告第 2 号：令和 7 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

この報告については、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものです。本日提出、市長名でございます。

次のページの令和 7 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書を御覧ください。

この繰越計算書については、令和 7 年度、8 年度予算で御議決をいただいた総合斎苑圧密沈下対策改修事業の継続費について、令和 8 年度への通次繰越額が確定しましたので、本日議会へ報告するものでございます。

表の右側を御覧いただきますと、翌年度への通次繰越額と、その財源内訳として繰越金及び特定財源の額を掲載しています。

報告第 2 号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第 7 ・ 報告第 3 号（提案説明）

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 7 ・ 報告第 3 号：令和 7 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

##### ○総務部長（人見英樹君）

報告第 3 号：令和 7 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この報告については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。本日提出、市長名でございます。

次のページの令和 7 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

この繰越計算書については、令和 7 年度中に御議決いただいた繰越明許費について、令和 8 年度への繰越額が確定しましたので、本日議会へ報告するものでございます。

年度内に事業が完了できなかった5事業で、繰越額は合計4億4,872万9,000円でございます。  
財源内訳としましては、国県支出金3億8,192万9,000円、地方債5,950万円、一般財源が730  
万円でございます。

報告第3号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第25号（提案説明）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第8・議案第25号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（人見英樹君）

議案第25号：愛西市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で
ございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

議案第25号、資料2を御覧ください。

改正の概要は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、免税点の引上げ等を行うもの
でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたため
でございます。

改正の内容は、個人市民税で住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分の個人市
民税まで5年延長し、居住年が令和12年であるものまでとすること。また、固定資産税で免税
点を家屋は30万円、償却資産は180万円に引き上げるもののほか、必要な規定の整備等を行う
ものでございます。

施行期日は一部の規定を除き、令和9年1月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第26号（提案説明）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第9・議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、  
市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険料の減免に関する手続の特例を定める必要があるから  
でございます。

議案第26号、資料2を御覧ください。

改正の概要は、令和8年度における保険料の減免に関する手続の特例を定めるものでございます。

改正の理由は、令和7年度及び令和8年度において市民税が課税されていない者であって、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額を引き上げる見直しを受けて、その範囲内で就労収入の増加を調整した者等を対象とする特例減免について、その手続の負担を軽減するためでございます。

改正の内容は、令和8年度分保険料の減免について、市長が特別の事情によるものに該当することが明らかであり、かつ保険料を減免する必要があると認める場合には、減免を受けようとする者が申請書を提出しなければならないとする規定を適用しないこととしたものでございます。

施行期日は令和8年7月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第27号（提案説明）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第10・議案第27号：令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（人見英樹君）

議案第27号：令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,783万円を追加し、総額を264億2,483万円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

3ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為では、シティプロモーション推進業務委託料及び学校給食センター調理等業務包括委託料を設定しました。

次に、歳入全般の主な内容につきまして私から御説明いたします。

7ページ、8ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、5目総務費負担金では、広域ツアー造成負担金35万1,000円を計上しました。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、生活保護費負担金1,390万8,000円を計上しました。

同じく、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金316万8,000円を計上しました。

次に、16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金では、産地パワーアップ事業費補助金3,307万2,000円をはじめ、農業振興に伴う農業費補助金として計5,749万2,000円を

計上しました。

同じく、3項県委託金、4目教育費県委託金では、キャリアスクールプロジェクト事業委託金7万円を計上しました。

続きまして、9ページ、10ページの19款繰入金、2項基金繰入金では、本補正予算の不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で4,920万9,000円を計上しています。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは企画政策部所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書の11、12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目シティプロモーション費におきまして、本市と津島市との共同によるプロジェクトとして、両市の観光資源を一体的に巡る広域ツアー造成事業を実施するため、これに要する委託料として70万2,000円を計上しました。

なお、本事業費の2分の1に当たる35万1,000円につきましては、津島市からの負担金として計上しております。

続いて、同じく11、12ページの2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、3目低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業費におきまして、令和6年度の事業費確定に伴う過年度の返還金として334万7,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、市民協働部長より御説明申し上げます。

○市民協働部長（井戸田悦孝君）

私からは市民協働部の所管事項について御説明をいたします。

同じく補正予算書11ページ、12ページで、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で、戸籍附票システムの標準化対応として戸籍情報システム改修委託料として316万8,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは保険福祉部の所管に関する主なものにつきまして御説明申し上げます。

同じく補正予算書11ページ、12ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目福祉医療費、委託料で、令和8年度税制改正に伴い後期高齢者福祉医療システム改修委託料28万4,000円を計上しました。

続いて、13ページ、14ページを御覧ください。

3款2項児童福祉費、6目福祉医療費、委託料で、同じく令和8年度税制改正に伴い母子父子家庭福祉医療システム改修委託料43万9,000円を、3款3項生活保護費、1目生活保護総務

費、最高裁判決に伴う生活保護費の追加支給に係る事業費として、会計年度任用職員報酬75万3,000円、時間外勤務手当262万1,000円、2目生活扶助費、生活保護費の追加給付として1,854万4,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

私からは産業建設部所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書13ページ、14ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費におきまして、49歳以下の独立自営就農する認定新規就農者へ早期の経営確立を支援する新規就農総合支援事業費補助金56万3,000円を計上し、それに伴う歳入として県補助金56万3,000円を計上しました。

次に、農業者の産地の競争力及び生産力強化の施設整備等を図る産地パワーアップ事業費補助金3,339万8,000円を計上し、それに伴う歳入として県補助金3,307万2,000円を計上しました。

次に、次世代を担う49歳以下で認定農業者及び認定新規就農者を育成するため、機械、施設等の導入を支援する新規就農経営発展支援事業費補助金1,800万円を計上し、それに伴う歳入として県補助金1,800万円を計上しました。

次に、地域に中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械、施設等の導入を支援する地域農業構造転換支援事業費補助金585万7,000円を計上し、それに伴う歳入として県補助金585万7,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書13ページ、14ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、佐屋小学校で行うキャリアスクールプロジェクト事業で、報償費、講師等謝礼で3万9,000円、需用費、消耗品費で3万1,000円を計上しました。

続きまして15ページ、16ページでは、10款4項社会教育費、2目公民館費におきまして、永和地区公民館の空調設備更新における工事請負費で30万3,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

以上で、令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第28号（提案説明）**

**○議長（佐藤信男君）**

次に、日程第11・議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,786万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,208万6,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、3,786万2,000円を計上しました。

歳出では、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、負担金3,224万6,000円、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、負担金608万6,000円を増額、3項1目介護納付金分、負担金323万7,000円の減額、4項1目子育て支援納付金分、負担金276万7,000円を増額計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第29号（提案説明）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第12・議案第29号：令和8年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第29号：令和8年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,068万5,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、8款1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として166万1,000円を計上しました。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、委託料、介護保険システム改修委託料166万1,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・同意第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第13・同意第3号：愛西市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、河野正輝君の一身上に関する案件でございますので、河野正輝君の一時退席をお願いいたします。

〔教育長・河野正輝君 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市教育委員会教育長の任命について。

愛西市教育委員会教育長・河野正輝は令和8年6月30日に任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名。

氏名、河野正輝。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

〔「異議なし」の声あり〕

異議ありがございましたので、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

ほかに反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○9番（河合克平君）

では、今回の教育長の同意についての人事案件について、賛成の立場で討論いたします。

そもそも教育が戦争を進めることになった、その大きな役割を担ったということに反省をして、戦後、教育行政の独立ということが進められ、またそれがしっかりと独立されることが求められているところであります。

教育長は、愛西市の教育行政の総責任者であります。愛西市の様々な問題が山積みになっている状況であります。今後もしっかりとその山積みな問題を子供にとって学びやすい、そういう環境をつくっていくことができる、そういう立場で教育長としての職務を続けていただけるということを感じております。

子供たちのために揺るぎない、そういう教育行政を進められる人であるというふうを考え、賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

ここで河野正輝君の退場を解きます。

〔教育長・河野正輝君 入場〕

それでは、河野正輝君にお伝えします。

同意第3号は同意することに決定いたしました。

ここで河野正輝君より御挨拶をいただきます。

○教育長（河野正輝君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、教育長として御承認をいただき、ありがとうございました。

現在、教育界には大きな変革の波が押し寄せております。御承知のように、少子化、コロナ禍以降の感染症による影響、文教施設の安全性の確保、校舎等の老朽化への対応、小・中学校の適正規模化、ICT教育、GIGAスクール構想の推進、中学校部活動の地域展開、いじめ・不登校の対応、教員の多忙化解消、働き方改革等、まさにこれからの学校の在り方が問われる、そういう時代に突入し、そのさなかにあります。

このような大きな節目に当たり、もとより私自身微力ではございますが、これまでのように多くの皆様方の御理解、御支援をいただき、よりよい愛西市の教育を推進できるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも御指導御鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、御挨拶とさせていただきます。貴重な時間をありがとうございました。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・同意第4号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第14・同意第4号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第4号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員・水谷朋和は令和8年6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、田邊孝博。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、同意第4号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第4号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

これによって討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決いたします。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・同意第5号から日程第29・同意第19号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第15・同意第5号：愛西市農業委員会委員の任命についてから日程第29・同意第19号：愛西市農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第5号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名。

氏名、平野英治。

提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。

この後の提案理由、全て一緒でございますので割愛をさせていただきます。

同意第6号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、浅井佐智子。

続きまして、同意第7号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名。

氏名、鈴木裕美。

同意第8号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、中野厚子。

続きまして、同意第9号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、竹島保。

続きまして、同意第10号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名。

氏名、川口勇。

同意第11号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、佐野哲司。

同意第12号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、加藤丈晴。

同意第13号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、立松忠男。

同意第14号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、日榮隆広。

同意第15号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、田中光義。

同意第16号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、中野正広。

同意第17号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、堀田薫。

同意第18号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、山田真弘。

同意第19号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員は令和8年7月19日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、横井清美。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、同意第5号から同意第19号については同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○9番（河合克平君）

では、各愛西市農業委員会委員の任命についてということで、質疑をさせていただきます。

個別ではありませんので、組織的な運営についてのことも含めて確認をさせていただきます。

愛西市農業委員の役割と任務、そもそものことです。でも、役割と任務について確認をさせていただきます。

また、それぞれの方についてはどこの団体の推薦なのか、また公募の方がいらっしゃるのか、それぞれについても併せて教えてください。

そして、広域な農地、農業地域になりますので、各農業委員の方は担当地域があるのかどうかについて、そもそもの内容でそれぞれ教えていただけますでしょうか。

あと1点、個別の事案ということにもなるかもしれませんが、雀ヶ森地内の農地法違反であったり、農業振興法違反と疑われる土地の利用について、新たな農業委員会とはしっかりと引き継がれて、調査がしっかりと継続されるのかどうかについて確認をさせていただきます。

雀ヶ森地内については、公図と実際の衛星写真との間で、いかにも農地が農地として使われていないということが分かる資料もありますが、そういったことも含めてしっかりと農業委員会で審議を引き続き行っていただけるのかどうかの確認について併せてさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上、お願いします。

○産業建設部長（藤澤寿章君）

それでは、農業委員の役割と任務についてはですが、農地の権利移動、それから転用の許可等を具申し、意見の決定を担っております。

それから、団体推薦なのか公募なのかについては、団体推薦はあいち海部農業協同組合、それから任意団体、それから公募、自分で手を挙げた応募者ということになります。

それから、農業委員の担当地域、こちらの担当地域はありません。

それから、雀ヶ森町というキーワードが出ましたが、個別具体となる件についてはお答えはできませんが、問題等があれば引き継がれていきます。以上です。

○9番（河合克平君）

では、再度質問させていただきますが、農地の権利、また転用の問題ということですので、しっかりと農地が利用されているかどうかということについても併せて農業委員会ではしっか



りと審議をしていただいているものだというふうに考えますし、今後もそのようにしていただけるものだと思いますが、こちらについて、実際十数人の方の中で、やはり様々な団体の方々から推薦があったということがありますけれども、このそれぞれの人数が分かれば、個別、誰がどうかというのは言いにくいかもしれませんが、どの団体から何人推薦があったとか、公募が何人であったとかいうことについて併せて教えてください。

あと個別の案件については、具体的にどうするかというのは言えないと。それはそうかもしれませんが、しっかりと農地を守っていく、そして農地が農地として守られていくということの責務が農業委員会にあるわけで、それが疑いがあるような場合については、しっかりと農業委員会で引き継いでいくべきだというふうに考えますし、そのことについては同意をされておりましたが、今例えば農業委員会で、これまでも含めて、どのような形で改善を、農地転用違反があればどう改善してきたのかということについて、一般的な話でいいんですけれども、分かるものがあれば、分かるように教えていただいていいでしょうか。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

今回の農業委員の構成ですが、団体からの推薦が12名、それから任意団体からの推薦が2名、それから応募が1名という内訳です。

それから、農地法違反等につきましては、それが許可後等、そういったものが発覚した場合は指導いたします。以上です。

#### ○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第5号から同意第19号については、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第5号から同意第19号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第5号から同意第19号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。これによって討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

次に同意第8号を採決いたします。

同意第8号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に同意第9号を採決いたします。

同意第9号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

次に同意第10号を採決いたします。

同意第10号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に同意第11号を採決いたします。

同意第11号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に同意第12号を採決いたします。

同意第12号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に同意第13号を採決いたします。

同意第13号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

次に同意第14号を採決いたします。

同意第14号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

次に同意第15号を採決いたします。

同意第15号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第15号は同意することに決定いたしました。

次に同意第16号を採決いたします。

同意第16号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第16号は同意することに決定いたしました。

次に同意第17号を採決いたします。

同意第17号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第17号は同意することに決定いたしました。

次に同意第18号を採決いたします。

同意第18号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第18号は同意することに決定いたしました。

次に同意第19号を採決いたします。

同意第19号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第19号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・同意第20号から日程第33・同意第23号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第30・同意第20号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第33・同意第23号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第20号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員・猪飼明は令和8年6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、猪飼明。

提案理由といたしましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。

以下、提案理由につきましては、同理由でございますので割愛させていただきます。

同意第21号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員・鈴木和己は令和８年６月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、伊藤順一。

同意第22号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員・安達清は令和８年６月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、内村光則。

同意第23号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員・浅井裕久は令和８年６月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、細野幸雄。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、同意第20号から同意第23号については同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○５番（吉川三津子君）

まず、同意第20号の履歴書のほうを皆さん御覧いただきたいと思うんですね。

本議案は、固定資産の評価審査委員会の委員として、過去の任期中に本市の一般職員である、会計年度職員の身分を併せ持っていた者を今回再任しようという内容です。履歴書を見ていただきますと、以前この方を任命したときには、シルバー人材センターを退職して市との関わりがないということで議会は認めたはずです。今回再任なんですが、この後６年の１月から８年の３月まで市の職員として、一般職としてお仕事をされていながら、この固定資産評価審査委員会の委員として活動するということをされてきました。つまり一般職の職員がこの委員をするといった、大変ちょっとイレギュラーな形がここにあるわけです。

固定資産の評価審査委員会は、地方税法に基づいて固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を中立・公正な立場から審査する独立性が高い機関であると私は理解しております。総務省や各自治体の説明とかでもそんなことが、公平・中立な第三者機関であるということは繰り返しどの文書にも書かれています。

地方自治法の138条の４では、執行機関としての独立性を示して、地方公務員法第３条は一般職と特別職をきちんと区別しているのが今の法律であります。

このような制度の趣旨に照らし合わせたとき、このような性格を有する、独立性、中立性を有するような委員会の委員に、同一自治体に雇用され、任命権者と勤務関係、そして利害関係を有した職員を選任するということは、市民から見た公平性、中立性の確保の観点から重大な

疑義があると考えます。

そこで、これもいろいろ法律的なことも、昨日の夜気づいたので一生懸命調べて本日を迎えたわけなんです、市としてどのような法的な整理、制度検討を行ったのか、大変大きな、市民が疑義を唱えたとき、中立的な立場として、市の職員は市を守る立場でございますので、そういう方が委員をしているということで、大変大きな問題だと思っております。

今回選任しようとする者が本市の職員であったことについて、市はこの委員会の独立性、中立性との関係をどのように整理をされたのか、その点についてまずはお伺いをしたいと思います。

2点目、地方自治法、地方税法、そして地方公務員法の趣旨との整合性について、どのように法的な検討を行ったのか、それについてもお聞かせください。

そして、総務省通知、判例、他自治体の運用等について確認を行ったのか。行ったのであれば、その内容を示してください。

4つ目なんです、同一自治体に雇用される、またはされていた者が審査委員になることについて、市民から公平性に疑念が持たれる懸念があると考えますが、市としてはどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

5つ目、当該職員の所属部署及び過去の本市における職務経歴はどこか。また、固定資産評価、税務、財政、総務等の業務との関係性は今までなかったのか、お聞かせください。

6つ目、今回の選任に当たり、利益相反や職務の独立性確保についてどのような措置を講ずるのか、その点についてお聞かせください。

最後に、過去に一般職の身分を保持したまま委員の職務を行っていた期間において、委員会が下した審査決定の法的効力に瑕疵は生じないのか、その点についても、7点お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○総務部長（人見英樹君）

申し訳ありませんが、確認をいたしますので暫時休憩を求めたいと思います。

○議長（佐藤信男君）

それでは、暫時休憩に入ります。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（佐藤信男君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○総務部長（人見英樹君）

お時間をいただきありがとうございました。すみませんでした。

先ほどの吉川議員の質問、全体的には、まず行政職であった者がこの固定資産評価審査委員会の委員をすることについての公平性ですとか独立性のことが主な質問の内容だったと存じますが、まずは地方税法、法令上、固定資産評価審査委員会の委員をする身分の取扱いというものにつきましても、委員の兼職禁止ですとか請負の禁止、あと欠格事項等がありまして、その

いずれにも当てはまらないというところで、この委員を今回同意案件として上げております。

また、この方の過去の経歴という御質問もありましたが、それにつきましては個人情報というでもありますので、答弁のほうは控えさせていただきます。以上です。

○5番（吉川三津子君）

7項目質問したんですが、それだけのお答えなのでしょうか。

独立性を担保するためにどんな措置を講じるのかとか、委員会が下した決定に瑕疵が出たときどうするのかとか、疑念が市民から持たれるんじゃないかということに対して市の見解とかお聞きをしたんですけれども、その辺の答弁が一切なくて、法律上問題ないという答弁だったかと思うんですね。

そこのほかの部分について、まず議長、答弁漏れというか、私7個質問したんです、7個。ちゃんと答弁いただけないでしょうか。

○総務部長（人見英樹君）

一般職の職員が関与していたところについての独立性については、先ほど申し上げた欠格条項に当てはまらないという点で、こちらについては問題ありません。

続いて、過去の委員でどのように整理されたかということにつきましても、これも欠格条項に当てはまらないという点で、そちらについても、そのようなお答えしかできなくて申し訳ありませんが、それで委員をお願いしていたという経緯。あと、疑念ですとかが生じた場合、それについても、それは過去の身分ですとか現状の身分とは関係なく、委員会としての判断ということになりますので、この個人の選任といいますか、委員としてお願いをしていたことについては、少し切り離して考えていかなければと考えております。

全体的に欠格条項に当てはまっていない以上、こちらの委員については問題はないということでお答えさせていただきます。以上です。

○5番（吉川三津子君）

では、再質問のほうさせていただきますが、とても残念な、法律上の欠格要件じゃないから誰でもいいんだということになってしまうわけです。

確かに法律でこれをしてはいけないという明確な記述はありません。しかし、法律にはきちんと趣旨というものがあります。地方自治法、税法、地方公務員法の中で趣旨がきちんと上げられております。そういった中で、一般の職員が、市民がとてもこういった市から税法上大変不利益なことをされているという申出があったとき、市長の命令下にいる職員が適切な判断ができるのかということが大変問題なわけです。それは法律に罰則をつけなくても、趣旨から当たり前に読み取りなさいというのが法律なんです。

最近の愛西市は、法律を違反していないからとかそんな答弁が大変多いわけですが、一番最初に法律の趣旨があります。そこから逸脱しているということでもあります。

今いろいろありましたけれども、今愛西市としては、これから市の職員をこうした審議会に入れても問題がないんだとおっしゃっているのか、その点についてまずは確認をさせていただきたいと思います。

そして、幾ら部長のほうの問題がないとおっしゃっても、多分社会的問題になれば、法律の趣旨からいったら違うよと、総務省のほうもそういった職員の一般職と特別職の区別、そして税法からの役割、それから地方公務員法では兼業の禁止などいろいろあるわけで、そういったところから読み取れば、明らかにこれは駄目でしょうという判断をすべき案件かと思います。

そういった点で、これからもこういったことは当たり前としてやっていくのか、その点について1点お聞きをしたいのと、それから人事課との関係ですね、各課のチェック体制、苦し紛れに部長も答弁されたと思うんですが、そういったものが今は連携が取れていないのかなと思うんです。

結局は委員に任命されてから、愛西市はその方を雇用している。そのときに、雇用は駄目だよ、委員かどちらかにしてくださいという判断を市はしなければいけなかったのがされなかったということなんですね。そこを苦し紛れにいろいろな答弁をされるわけですけれども、きちんとやはり法律遵守というところでぜひしていただきたいと思いますので、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、このようなチェック、今回私初めて気づいたんですが、同様のことがほかの審議会とかのところで起きていないのか、その点についても確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○総務部長（人見英樹君）

まず今後の方針としましては、元市の職員を当たり前のようにお願いしていくのかという点では、それは否定させていただきます。当たり前ではありませんが、その方の経歴ですとか、当然元公務員であっても辞めてからも守秘義務がありますし、公平性・中立性が保たれるという人物であれば、場合によってはお願いをしていく。その方がたまたまといいますか、過去に一般行政職だったということはあると考えております。

また、同様のほかの審議会ですとか委員会でも、過去に愛西市の職員ですとかだった方が、今委員になっていらっしゃる方は、ほかの委員でもございます。以上です。

○5番（吉川三津子君）

議長、質問とちょっと食い違っておりますので。

現職の職員がと聞いているんです。過去じゃなく、現職の職員を審査会に使うのかと聞いているんです。

○企画政策部長（西川 稔君）

人事課としては各課と連携しながら、審議会のメンバーに登用される場合においては、当然チェックもしておりますし、今後においてもそのような体制で進めていきたいと思っております。以上です。

○5番（吉川三津子君）

さっきの答弁が違っているのです。

○議長（佐藤信男君）

では、ほかに何か質疑……。

○5番（吉川三津子君）

議長、先ほど過去に職員だった人を使うのは問題ないという答弁されたんですが、私は今現在一般職員である方も審議会で使っていくのかと聞いたんです。過去の職員ではなく。

○総務部長（人見英樹君）

この同意第20号の案件の方のように、この方は会計年度任用職員という立場で、このときも税の関係ではない立場で働いてみえたので、そうした方は欠格事項にありませんので、該当した経緯があり、今後もそれを進めていく、積極的にそういう方を採用するわけでは、お願いするわけではありませんが、場合によってはそういったケースもある場合もあると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤信男君）

河合議員。

○9番（河合克平君）

では、1点だけ確認させてください。

一般職として雇入れをしたのが令和6年1月で、今回のこの固定資産税評価委員の公職歴は令和5年の7月ということは重なっているのは間違いないと思いますが、先ほど部長はチェックをしていますという話でしたが、どのようなチェックをすると重なってしまったのか。

令和5年7月になり、令和6年1月に愛西市職員として採用されるということですので、ここには市の人事行政がどうであったのかということに非常に疑問を思うわけですが、それについてのお答えをいただきたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

先ほど総務部長がお答えしたように、積極的な登用というのは考えておりませんが、ただ人事課としては欠格事項がないことに関してしっかりチェックをしております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに。

○9番（河合克平君）

それは当然そうだと思いますが、ではその言葉を借りて言うならば、令和5年7月には委員会に任命はされ、同意をしました。6月1日に一般職で市の職員、会計年度任用職員として雇い入れたことは、これはそういう判断をしたというのは、委員として分かっていたのか、委員として分からずにしたのか、そういうことが知りたかったのね。

分かっておってしんだったら今のお答えはそうですけれども、その辺のことについて答えていただいていいですか。

○総務部長（人見英樹君）

固定資産の評価審査委員会の委員として、それは承知の上で会計年度職員として採用をいたしております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第20号から同意第23号については、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第20号から同意第23号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第20号から同意第23号については、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がありましたので、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○5番（吉川三津子君）

固定資産評価審査委員会というのは、単なる審査会ではなくて、市民の方々の利益をいかに守るかという市から少し距離を置いた立場の方々が市民のために働く、市のために働くという場合もあります。そういった部分で大変中立性が求められる組織であります。

先ほどから答弁を聞いておりますと、欠格要件に当たらなければということですが、これは3つの法律がもたれかかった委員の選定をしなければならないのに、1つの法律でこういったところに欠格要件に入っていないからといった短絡的な判断がされていることは大変問題だと思っております。

そういった意味で、今回固定資産税のこの委員を選ぶに当たり、今までの運用、そして今後についても、大変この中立性について懸念が持たれるということで反対いたします。

○議長（佐藤信男君）

ほかに反対討論。

〔挙手する者あり〕

河合議員。

○9番（河合克平君）

では、同意第20号の愛西市固定資産評価委員会委員の選任についてだけ反対ということですが、今聞いていると、分かっている中で雇い入れたということがありました。独立性ということを考えれば、分かっていたのに雇い入れたんだということについては、市の

人事行政が非常に問題があるのではないかというふうに考えます。

法律上どうこうということでは、法律上はいいんだということですが、法律についてもそうですけれども、社会通念上はどうかということをやはりしっかりと考えるのが市の行政、人事行政でもあるというふうに考えますので、この20号については、個人的にどうこうではありません。市の行政の人事行政がおかしいということについてのみの点で反対とさせていただきます。お願いします。

○議長（佐藤信男君）

ほかに反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第20号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。

次に同意第21号を採決いたします。

同意第21号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第21号は同意することに決定いたしました。

次に同意第22号を採決いたします。

同意第22号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第22号は同意することに決定いたしました。

次に同意第23号を採決いたします。

同意第23号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第23号は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・諮問第1号及び日程第35・諮問第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第34・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第35・諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・浅井典恵は令和8年9月30日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名。

氏名、浅井典恵。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

諮問第2号につきましても、提案理由につきましては同様でございますので、割愛させていただきます。

諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・杉方一也は令和8年9月30日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名。

氏名、杉方一也。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、諮問第1号及び諮問第2号については同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。これによって討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第１号は適任とすることに決定いたしました。

次に諮問第２号を採決いたします。

諮問第２号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第２号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤信男君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、５月29日午前９時30分より開会しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分 散会